

令和7年度第2回尼崎市環境影響評価審議会 議事録

日時：令和8年1月27日（火曜日） 午前9時30分から午前11時00分まで

場所：市役所本庁舎北館 4階 4-1会議室

出席者

審議会委員：6人（うち4人はWeb会議システムを用いて出席）

事業者：7人

事務局：4人

傍聴者：なし

○開会

事務局：

－一定足数の確認－

－資料の確認－

○議事

議事 尼崎西宮芦屋港末広地区埋立事業に係る環境影響評価実施計画書について

会長：

それでは、議事に入りたいと思います。

まずは、前回の審議会において委員からご意見があったもののうち、後日回答することとなったものを中心に事業者及び事務局からご説明いただき、その上でご審議いただきたいと思います。

まずは事業者側からの説明を宜しくお願いします。

事業者：

－スライド資料に基づき説明－

会長：

ありがとうございました。

続きまして、事務局からの説明を宜しくお願いします。

事務局：

－資料に基づき説明－

会長：

ありがとうございました。

ただいまの事業者及び事務局からの説明について、ご質問等がありますでしょうか。

委員：

事業者側は供用をアセスの対象外と考えているが、審議会の中で供用のアセスの必要性について審議すること自体は否定されないという認識で宜しいでしょうか。

事業者：

審議会で審議していただいて供用もいるだろうとなれば従わざるを得ないと思いますが、事業者としてはどこかで線引きをする必要があると考えており、それが法アセスの考え方と思っています。

港湾計画の改訂時に将来の供用についてもある程度検討しているので、それを参考にして準備書、評価書に記載することは可能かと思いますが、この件は持ち帰って整理します。

委員：

埋め立て後に港として使う以上、船の出入りは必ずあり、港としての機能の供用は相当程度確定していると思われ、その部分の供用を全くタッチしないのは問題だろうと思います。

また、水質に関して、事業者は尼崎港内のみをアセスの対象として考えておられるが、水域としては湾外とも連続しており潮汐などで水の出入りはあります。湾から出たところも現況の把握や影響負荷の評価が必要ではないでしょうか。湾単位という定義を使うことでアセスの範囲が当初の2kmの範囲よりも狭まっていますが、せめて当初の2kmの範囲は見えていただきたいです。

事業者：

港湾計画の改訂時に将来の供用についてもある程度検討しているので、それをどのように出せるかを極力次回までに整理します。しかし、あくまでも想定でしかなく、埋め立て後は港湾関連の企業に分譲して土地利用してもらう予定ですが、どのような企業が入るかは実際のところわかりません。

水質の地点選定の件は持ち帰って整理します。

会長：

ありがとうございました。他の先生方から何か他にございますでしょうか。

委員：

前回質問した地盤変動については第3回の審議会の中でご回答いただくということですが、類似事例がありましたら併せてご回答をお願いします。

会長：

事務局の方で本日欠席の委員から何かお聞きしていることは無いでしょうか。

事務局：

本日ご欠席の委員より、事前にご意見をいただいているので、事務局が代読させていただきます。

資料1質問15の回答で、「旧小阪家住宅は、移築復元したものであり旧家そのものではないことから」という表現は、文化財としての価値がないようにも捉えられる可能性があるため、記載の仕方として、「移築復元したものであり、その際に解体修理をおこなっていることから」といった表現が望ましいとのご意見をいただいています。

事業者：

表現が不適切で申し訳ありません。その趣旨で直させていただきます。

委員：

瀬戸法による規制がある中で、公有水面を埋め立て、モーダルシフトを進めることによりメリットがあるとのことですが、メリットを定量的に示せるものはありますか。

事務局：

定量的なものは今持ち合わせておらず、定量的に示せるものがないかは持ち帰り検討します。

委員：

埋立土は他の場所の浚渫土なども持ってくる可能性はありますか。

事業者：

埋立に必要な土量は200～300万 m^3 と想定しています。埋立予定地の南側の浚渫土で20～30万 m^3 の埋め立てを想定しており、これが埋立土の第1候補です。第2候補は県内の他の港の浚渫土で、第3候補は他府県の浚渫土です。最後の候補は陸上残土です。ただし、埋め立てをするときの状況にもよりますので、絶対にこの順番ということではありません。

委員：

水質のpHが基準値を超過している原因は何でしょうか。

事業者：

推測になりますが、pHが基準値を超えている度合いは尼ロックから離れるほど低くなっているため、上流の河川・運河由来でpHが上昇しているものと思われます。pHの調査方法は、埋立によるpHの上昇なのか、河川・運河由来によるpHの上昇なのかがわかる形で行えるよう、検討いたします。運河由来かどうかを判別するために尼ロックの北側に水質の調査地点を置くかも

含めて持ち帰って検討します。

会長：

では、各委員から、調査項目の調査・予測・評価の方法についてのご質問はありますか。

委員：

水質の調査は、採水と多項目調査のどちらを採用されますでしょうか。

事業者：

採水して固定して室内分析する予定です。

委員：

化学物質については採水で問題ないと思いますが、一般的な環境項目、例えば DO などは多項目計で連続的に海面から海底までを測らないと貧酸素の場合は連続的な水深帯ごとの値が分からず、実質的にはこのくらいの水塊があるかはわからないので、多項目計で測る必要があるのではないのでしょうか。

事業者：

承知しました。持ち帰り検討します。

委員：

大気質に関して、測定地点の選定理由を「風下の位置」しており、埋立地に対して最頻風向での風下という意味かと思いますが、実際に発生源としてあるのは船舶での搬入が多いという話であったので、必ずしも発生源は埋立地だけではないと考えます。

事業者：

今の測定地点の考え方は、埋立を行う範囲・オンサイトの中で一番影響を受けるのはどこだろうという観点で選定しています。

委員：

風向きは一定ではなく、最頻風向の逆方向へ吹くときもあるので、測定地点の選定理由としては風下の位置というより、地域近傍という意味合いの方が強いのではないのでしょうか。

事業者：

選定理由から、風下の位置というのを削除します。

委員：

埋立予定地周辺で釣りができるような場所はありますでしょうか。

事業者：

埋立予定地の東側は企業の土地であるため門扉等で締め切られており、西側は 2m を超える防潮堤になっているため釣りは困難です。北側は階段護岸という形状にしており、釣りをすることは可能ですが、港湾管理者としては北側の場所で釣りをしていただくことは積極的にはお勧めはしていません。

委員：

実施計画書図 2-4 の①の黄色ラインの護岸工事をする際、コンクリートを使うので最初はアルカリ性側に振れると予想されるため、投げ込み式の多項目計で pH も計っておいた方が良いでしょう。

事業者：

pH の多項目測定については検討します。

会長：

この他にご意見などはございませんでしょうか。

特にならなければ、本日の審議はこの程度としたいと思います。

最後に、今後の審議の進め方等、事務連絡等ございましたら、事務局からお願いいたします。

事務局：

—今後の審議の進め方の説明・事務連絡—

会長：

ありがとうございました。それでは、これもちまして、本日の審議を終わりたいと思います。

以 上